

## スマートシティ会津若松共創会議設置要綱

(令和4年10月31日決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、スマートシティ会津若松の取組の推進にあたり、地域の課題解決や魅力向上、地域での人材育成等に向けた意見交換等の場として、スマートシティ会津若松共創会議（以下「共創会議」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 共創会議の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) スマートシティ会津若松の取組に関する情報共有
- (2) スマートシティ会津若松の取組に関する意見交換
- (3) その他スマートシティ会津若松の取組の推進に必要な事項

### (組織)

第3条 共創会議の構成団体は、会津地域を主な活動地域とし、地域産業を代表する業界団体等とする。

2 業界団体等から共創会議への参画の申出は随時受け付けるものとし、申出のあった業界団体等が前項の規定に該当すると認められる場合、市は構成団体として参画を認める。

3 共創会議には、第1項で定める構成団体のほかに、オブザーバーを置くことができる。

### (会議)

第4条 共創会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集し、原則公開とする。

2 市長は、会議に構成団体及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

3 第1項で定める会議のほかに、常時閲覧・投稿ができる電子会議室を開設する。

### (謝金)

第5条 会議に出席したときの謝金等は無償とする。

### (事務局)

第6条 共創会議の事務局は、会津若松市企画政策部企画調整課スマートシティ推進室に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。